

(案)

データ入力業務委託 契約書

1 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 委託単価 金 円

3 毎月の委託料

毎月の委託料は、一月間で納品したデータの総タッチ件数に2で定める単価を乗じて得た金額(円単位未満切捨て)に請求対象月時点での消費税及び地方消費税の率を乗じて得た金額(円単位未満切捨て)とする。

標記業務について、委託者佐賀県を甲とし、受託者 を乙として
次の条項により契約を締結する。

(用語の定義)

第1条 本契約において使用する用語の意味を次の各号において定める。

(1) データエントリー

帳票に記入されている文字データを、甲が指定する仕様で甲が指定する媒体に対して入力を行うこと。

(2) 成果品

データエントリーがなされた納入媒体

(3) 集配

データ又は成果品の授受を定刻に行うこと。

(委託業務の仕様書等)

第2条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙の委託仕様書(以下「仕様書」という。)に従って契約書記載の委託業務を履行しなければならない。

2 仕様書に明示されていない事項は、甲乙協議のうえこれを定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

(データエントリー及び集配)

第3条 乙は、甲の使用している電子計算組織が遅滞なく運用されるために、甲が指定する期間内にデータエントリー及び集配を行うものとする。

(契約保証金)

【契約保証金を免除しない場合】

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として 円を納付しなければならない。
い。

2 前項の契約保証金には利息をつけない。

3 甲は、乙が委託業務を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

【契約保証金を免除する場合】

第4条 契約保証金は佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条第3項第○号により免除する。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(危険負担)

第7条 納入前に成果品に滅失毀損が生じた場合は、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は乙の負担とする。

2 納入後に成果品に滅失毀損が生じた場合は、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は甲の負担とする。

(事故等の報告)

第8条 乙が委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故等の発生を知ったときは、その発生の帰責の如何にかかわらず、応急措置を講じた後、直ちにその旨を甲に報告するとともに、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を甲に提出するものとする。

(指揮命令)

第9条 委託業務の遂行に係わる乙の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。

(データ等の管理)

第10条 乙は、甲から受領したデータ等については、善良な管理を行わなければならない。

(秘密保持義務)

第11条 乙は、本契約に関連して知り得たすべての情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、本件業務を履行する乙の従業員その他の者と前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講ずるものとする。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第13条 乙は、業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(検査)

第14条 乙は、成果品を受渡したときは、10日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに甲の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、成果品について不適當な箇所(以下「不適當箇所」という。)を発見したときは、乙の責に帰することができない事由による場合を除き、乙に適當な日時を定めてやり直しを請求することができる。なお、この際に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第15条 乙は、当該月分の委託料を翌月以降に甲に請求することができる。その場合において、乙はあらかじめ当該月分の実施状況の報告を行い、甲による検査合格を受けなければならない。

- 2 甲は、乙からの適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に、乙に委託料を支払うものとする。
- 3 甲の責に帰する事由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合は、乙は甲に対して、遅延日数について年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(業務内容の変更)

第16条 甲は、必要がある場合に委託業務の内容を変更することができるものとする。ただし、契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(契約の解除等)

第17条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと認めたとき。
- (2) 乙又はその使用人が検査若しくは監督に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (3) 重大な過失又は背信行為があったとき。
- (4) 甲が相当期間を定めて催告した後も乙の債務が履行されないとき。
- (5) 支払いの停止があったとき、又は乙が仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始、又は再生手続き開始の申し立てを受けたとき。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(違約金)

第18条 乙は、前条第1項の規定により甲が契約を解除したときは、違約金として 円（契約単価×予定数量×1.1×100分の10）を、甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 第1項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じて、その支払うべき金額に年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙の責に帰すべき瑕疵によって甲に損害が生じた場合には、乙は損害賠償責任を負うものとする。ただし、乙の責に帰することができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとする。

2 第1項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わな
いときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じて、その支払うべき金額に年2.5パ
ーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第20条 この契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。

2 この契約に関する紛争は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(費用の負担)

第21条 本契約の締結及び履行に関し必要な費用は乙の負担とする。

(協議)

第22条 本契約に定める事項について疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙信義誠実の原則に従い、協議のうえこれを定めるものとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成して、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県総務部行政デジタル推進課
課長

乙

※ 遅延利息等の率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に、基づき、改正される場合があります。